

問 28：私は A 社及び B 社の 2 つの会社に所属しています。通常、A 社で就業した後、B 社で就業していますが、先日、いつもどおり A 社を出て B 社へ向かいましたが、その途中で転倒し、ケガをしてしまいました。この場合、労災保険給付の手続は A 社、B 社のどちらで行うのでしょうか。

【回答】

事業場間の移動中の災害については、第 1 の事業場での就業後、次の仕事のために第 2 の事業場への移動を余儀なくされるという考え方から、第 2 の事業場での労務の提供に不可欠な移動として、第 2 の事業場の保険関係で処理することになります。

ご質問の場合でいえば、B 社の保険関係に基づき通勤災害の手続をとることになります。